

4. トラブルとその対応事例

4－1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

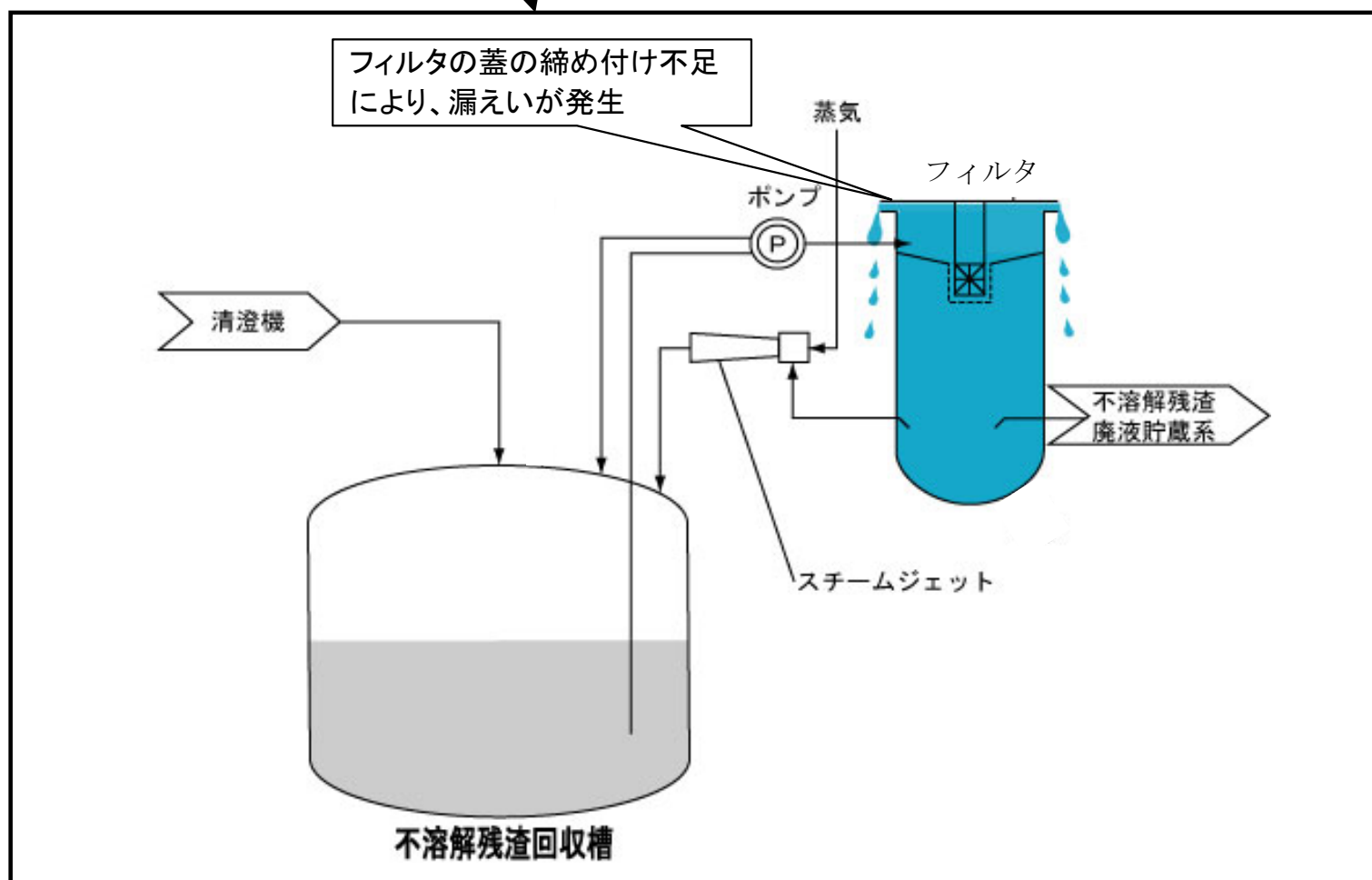
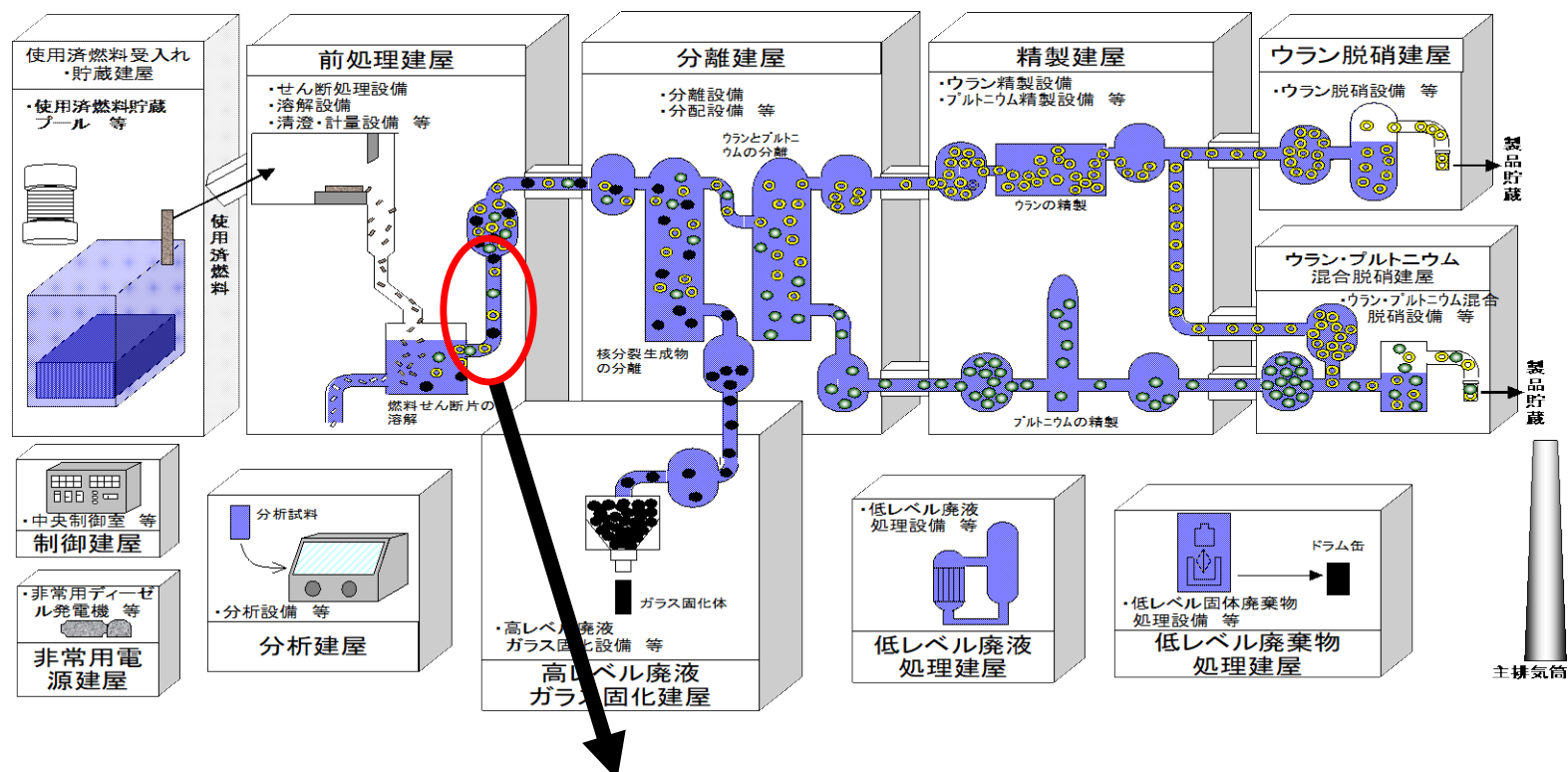
事象分類別（b. 漏えい）

2-03. 清澄・計量設備フィルタからの溶液の漏えい																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋：清澄・計量設備フィルタ															
(2)設備の概要		溶解されずに残る不溶解残渣(溶解しない金属の微粒子)等を清澄設備からポンプによりガラス固化施設に移送する際に、不溶解残渣をろ過する設備。															
(3)発生の状況		フィルタの運転中															
(4)概要		フィルタの蓋の締め付けが十分でなかったため、不溶解残渣をフィルタへ移送中に漏えいが生じていることを確認。															
(5)原因		フィルタの分解点検完了後のフィルタの蓋の締め付けが不十分だった。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 前処理建屋換気設備が稼働しているセル内における事象およびそれに伴う除染、復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 放射性物質を除去するフィルタを有する前処理建屋換気設備が稼働しているセル内での漏えいであり、漏えいした溶液はドリフトレイに回収される。漏えい液はドリフトレイの液位高警報により検知され、復旧作業を定められた手順に従い実施することで、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 除染・復旧作業は、セル外からの遠隔操作を行うため、作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 セル内での漏えいであり、漏えいした溶液はドリフトレイに回収されるため、他工程への影響は生じない。															
対応の概要		1.漏えいした溶液を回収する。 2.フィルタの蓋を適切に取り付ける。															
公表区分		翌平日に公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

119

事象概要



復旧方法

増し締め等により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

当該機器を停止して復旧
当該設備

